

○ 大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱

(平成16年4月30日消防長訓(予)第8号)

(最近改正 平成21年12月11日消防長訓(予)第9号)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立防災センター条例(昭和56年大阪市条例第43号。以下「条例」という。)第11条の使用料の後納、第12条の使用料の**免除**及び第13条の使用料の還付について必要な事項を定めるものとする。

(使用料後納基準)

第2条 突発的な事故により前納が間に合わないときなど、正当な理由があると認められるときは、使用料の後納を認めることができる。

(使用料の免除)

第3条 使用料を免除するときの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 申請者から第1号様式の使用料免除申請書(以下「免除申請書」という。)を2通提出させること
- (2) 免除申請書を受理したときは、その事情を厳正に審査のうえ事実を確認し、適当と認めるときに限り承認すること
- (3) 使用料を免除した場合は、当該申請に係る免除申請書の経過欄に免除した旨を朱書し、1通を保管するとともに、他の1通を申請者に返付すること

(使用料の還付)

第4条 使用料を還付しようとするときは、所定の手続きにより行うものとする。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成21.12.11消防長訓(予)9)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）（A4）

使 用 料 免 除 申 請 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
 [法人にあつては、主
 たる事務所の所在地]

申請者 氏 名 印
 [法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名]

電話番号 ()

次のとおり使用料の免除を申請します。

なお、申請内容と使用内容が異なると認められる時は、使用料の免除を取消されても
 異議ありません。

| | | | |
|---------|---------------------------------------|---------|---|
| 使用日時 | 年 月 日 (曜日) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後 | | |
| 使用区分 | 全 室 ・ 半 室 | 予定人数 | 名 |
| 使用目的 | | | |
| ※ 受 付 欄 | | ※ 経 過 欄 | |
| | | | |

注 ※印は記入しないこと